

図書館の臨時休館について

平成 31 年（2019 年）4 月 29 日（月）から 5 月 6 日（月）までの図書館の取扱について、立川市図書館条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり臨時休館日を設定したい。

記

1. 臨時休館日 平成 31 年 4 月 30 日（火・国民の休日）

2. 休館対象館 中央図書館

3. 理 由

天皇の即位の日（5 月 1 日）を休日（祝日扱い）とする法律の施行に伴い、4 月 30 日（火）及び 5 月 2 日（木）が「国民の祝日に関する法律」の規定により休日となることから、平成 31 年は 4 月 29 日（月）から 5 月 6 日（月）までが祝日及び休日となります。

立川市図書館では、図書館条例の規定により、月曜日が祝日にあたる場合は翌平日が休館日となるため、4 月 22 日（月）の次の休館日が 5 月 7 日（火）となり、週 1 回の設備保守点検や館内整理などが行えず、施設運営上支障がでる事となります。

このため、図書館条例第 6 条の「ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる」の規定に基づき、4 月 30 日（火・国民の休日）を臨時休館とすることを提案するものです。

ただし、中央図書館以外の地区図書館 8 館については、第 2、第 4 の月曜日が休館日となるため、上記期間も変更なく開館いたします。

4. 周知方法

- (1) 「広報たちかわ」4 月 10 日号に掲載予定
- (2) 第 4 回教育委員会定例会承認後すみやかに図書館ホームページおよび公式ツイッターに掲載。図書館ホームページのカレンダーは 3 月初旬より公開
- (3) 館内掲示、図書館カレンダーに掲載
- (4) 4 月に全小中学校に配布するおすすめ本リーフレットに掲載予定

●立川市図書館の休館日

<中央>

- ◎毎週月曜日
- ◎毎月の第3木曜日 月一回の点検日
- ◎年末年始や特別整理期間等に伴う休館

月曜日と毎月第3木曜日が国民の祝日と重なる場合は開館し、翌平日が振替休館日となります。

<幸、西砂、高松、錦、若葉、柴崎、上砂、多摩川> 8館

- ◎毎月第2月曜日、毎月第4月曜日
- ◎年末年始や特別整理期間等に伴う休館

第2月曜日・第4月曜日が国民の祝日と重なる場合は開館し、翌平日が振替休館日となります。

●立川市図書館条例第6条

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 本館

- ア 月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い祝日法第3条に規定する休日でない日
- イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- ウ 委員会が毎月例日及び毎年1回15日以内をもって図書館資料を整理するため指定した日

(2) 分館

- ア 毎月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、同日が祝日法第3条に規定する休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い祝日法第3条に規定する休日でない日
- イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- ウ 委員会が毎年1回15日以内をもって図書館資料を整理するため指定した日